平成２２年（フ）第１６７９号
広島市東区牛田本町４丁目２番１―301号
債務者　山本　陽子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９号
広島市安佐北区口田南１丁目７番22―15―202号
債務者　楠　　祐太
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６４号
広島県廿日市市四季が丘５丁目２番地２
債務者　石橋　憲章
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６５号
広島県廿日市市四季が丘５丁目２番地２
債務者　石橋たまみ
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９１号
広島市西区楠木町１丁目９番11―302号
債務者　宇都宮義康
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１４号
広島市佐伯区旭園24番21―302号
債務者　多良　順子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４３３号
福岡県糸島市加布里63番地47
債務者　林　　博恵
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５７１号
福岡市城南区鳥飼６丁目１番23―503号
債務者　黒崎　健太
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６３８号
福岡県筑紫郡那珂川町今光１丁目10番地　テルヌーラ高木Ⅱ202号
債務者　東　　俊彰
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６３９号
福岡県筑紫郡那珂川町今光１丁目10番地　テルヌーラ高木Ⅱ202号
債務者　東　　和子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３１４号
福岡市早良区荒江３丁目26番22―212号
債務者　児嶋　　徹
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３１５号
福岡市早良区荒江３丁目26番22―212号
債務者　児嶋　洋子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３５８号
福岡市西区拾六町１丁目５番26―702号
債務者　町口　悠矢
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３６８号
福岡市中央区渡辺通５丁目15番８号
債務者　大塚喜代子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３９５号
福岡市中央区荒戸３丁目２番16―1506号
債務者　横濱　　定
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３９７号
福岡県大野城市牛頸３丁目４番25号
債務者　田原　　淳
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３９８号
福岡県大野城市牛頸３丁目４番25号
債務者　田原登志子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部